

災害時における被災者の氏名等公表方針

～ 熱海土石流災害の経験を踏まえて ～



令和4年8月22日
静岡県

安否不明者等の氏名公表の経緯

- 7月3日10:30 **土石流発生**、被災者約20人との地元情報
- 4日 安否不明者が多数に及ぶ中、被災者を特定できず
正確な被害範囲を地図に表示、捜索隊に情報提供
- 5日早朝 安否不明者の氏名を公表することを決定
市が住民基本台帳を基に被災地域の住民をリストアップ
- 20:30 **県が安否不明者64人の氏名等公表**（翌朝までに41人の無事を確認）
- 6日 6:00 県が市把握分1人を追加公表（更に 19:00 市把握分1人を追加公表）
13:15 県と県警が警察把握分5人を追加公表
- 8日14:00 **県が死亡者5人の氏名等を公表**
- 10日12:30 安否不明者を行方不明者に移行して公表を継続
死亡が推定される被災者を27人に特定

氏名等公表の法的根拠

【根拠法令・条項】 静岡県個人情報保護条例

第6条第2項第3号

- ・本人以外の者から個人情報を取得できる場合

「人の生命、身体、財産の保護のために緊急に必要があるとき」

第11条第2項第4号

- ・個人情報を利用、提供できる場合

「本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他 特別の理由があるとき。ただし、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りではない」

⇒ DV、ストーカー被害者、誹謗中傷を受けるおそれ など

氏名等公表の効果（目的）

安否不明者

- ・安否不明情報の確度の向上 ⇒ 安否不明者の絞り込み
- ・行方不明者の特定 ⇒ 搜索救助活動の効率化

行方不明者

- ・搜索救助活動の効率化 ⇒ 迅速な人命救助
⇒ 搜索救助活動従事者の安全確保

死亡者

- ・行方不明者と継続して公表する場合 ⇒ 搜索救助活動の効率化
- ・地域住民の情報共有化 ⇒ 地域連帯感・コミュニティ維持、被災者の生活支援
- ・情報管理における重要情報の正確性の確保

氏名等公表の課題（経験で分かったこと）

- ・安否不明者等の情報を受け付ける連絡先の設定が必要
- ・安否情報の集約には**地域住民の協力**が不可欠
- ・行政に求められる慎重姿勢は「**正確性の確保**」が理由
個人情報保護の是非よりも、公表内容の正確性を確保することに細心の注意が必要
- ・家族等の同意や意向を尊重することが原則
迅速性が求められる場合を除き、原則は、家族の同意・意向の確認が必要
- ・氏名等の情報は**条件が整ったものから順次公表へ**
- ・死亡者に係る一連の措置を共通認識しておく必要あり
心肺停止者発見、死亡確認、検死、身元確認、災害死亡認定などの手順が存在

静岡県としての被災者の氏名等公表方針

熱海土石流災害での経験を踏まえ、令和3年11月12日、改めて、本県としての「**災害時における被災者の氏名等公表方針**」を策定

【特徴】

- 熱海土石流災害の経験値を基本
- 南海トラフ地震や台風など様々な災害の発生を想定
- 安否不明者、行方不明者、死亡者ごとの各方針を検討
- 「人命救助」の迅速性を踏まえた公表基準
- 家族・遺族等の意向を尊重、心情に配慮

安否不明者の氏名等公表方針

| 公表情報 | 目的 | 非公表の事由 | 公表時期 | 公表終期 |
|--|--|--|-----------------------------------|--------------------------------------|
| 氏名 住所(大字) 性別 ※ 年齢は算定が可能な場合に限る | 確度の高い情報による対象者の絞り込み 被災者の早期特定 搜索救助活動の効率化 | 被災状況等により明らかに公表目的に適さない場合 DVやストーカー等の被害者の場合 本人の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合 ※ 家族の同意不要 | 災害発生後 48時間以内 | 所在が判明したとき 公表から概ね 1週間経過後 |
| | | | 不明者多数の場合は、公表条件が整った者から、順次、段階的に公表する | |

行方不明者の氏名等公表方針

| 公表情報 | 目的 | 非公表の事由 | 公表時期 | 公表終期 |
|--|------------|--|---|---|
| 氏名 住所(大字) 性別 ※ 年齢は算定が可能な場合に限る | 搜索救助活動の効率化 | 被災状況等により明らかに公表目的に適さない場合 DVやストーカー等の被害者の場合 本人の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合 ※ 家族の同意不要 | 安否不明者の公表があった場合は、公表から概ね1週間後 安否不明者の公表がなかった場合は、被災したことが明らかであると判明したとき | 所在が判明したとき 行方不明が長期間継続する場合は、災害発生から3ヶ月以内(延長の場合あり) |

死亡者の氏名等公表方針

| 公表情報 | 目的 | 非公表の事由 | 公表時期 | 公表終期 |
|---|---|---|--|---|
| 氏名 住所(大字) 性別 年齢 ※ 死亡確認日、 災害死亡認定 日も公表可 | 搜索救助活動 の効率化 (安否不明者等の 公表から継続する 場合) 被災地域住民 の情報共有化 情報管理上の 正確性の確保 | 被災状況等により明 らかに公表目的に適 さない場合 DVやストーカー等の 被害者の場合 本人の権利利益が不 当に侵害されるおそ れがる場合 ※ 遺族の承諾必要 | 市町による 災害死亡認 定が確定し、 遺族の承諾 が得られたと き 死者には個人情報保護は 適用されない | 災害発生から 3ヶ月以内 ※ 3ヶ月経過後 に災害死亡認定 された場合は、 認定から3ヶ月 以内 |

方針策定に当たっての検討事項

・48時間以内に公表する方針とした意図

発災直後の24時間 ⇒ 情報収集

24時間後から48時間 ⇒ 公表に向けたリスト作成等の作業

48時間後から72時間 ⇒ 搜索救助活動の強化

・公表後に家族等から非公表の意向があった場合の対応

一旦公表した場合でも、家族が承諾した範囲内の情報に変更

・死亡者の死因を公表する必要性

個人に係る死因は公表しない。

ただし、地震など複数の災害事象が発生した場合は、状況に応じ、災害の種別（津波、倒壊建物の圧死、火災、土砂崩れ等）ごとに関係情報を公表

実効性の確保に向けた取組

・地域防災計画への位置づけ

県や市町の地域防災計画(共通対策編、災害応急対策計画)への位置づけ

・市町及び搜索救助機関との連携

市町の負担を考慮した上での作業手順の周知、普及促進
警察や消防等の搜索救助機関との連携(平時からの事前調整)

・公表を前提とした安否不明情報の収集集約訓練

被災範囲の地図化、住民基本台帳との照合、対象者の名簿作成など
公表を踏まえた行政と搜索救助機関との情報連携訓練

・報道機関との相互理解、連携

公表方針の相互理解、災害発生時における協力関係維持

結 び

- 被災者の氏名等公表は「公表のための公表」ではない
- すべては人命救助のため
- 行政にとって、氏名等公表方針は、被災者を迅速に把握するための具体的な作業手順書にも

